

投資情報

中国国務院による通知：中国における 外商投資企業の上場を支持

中国国務院は 2017 年 1 月 17 日、「対外開放の拡大、外資の積極利用の若干措置に関する通知」(国発〔2017〕5 号 以下、“通知”と表記)を公布しました。通知では、現在および今後の一定期間における中国の外資利用政策の方向性を明確に示すとともに、20 の具体的な措置を打ち出しています。本稿では、そのうちの第 13 番目の措置である、中国における外商投資企業の上場に関する措置をご紹介します。

通知によると、外商投資企業は法律、法規によりメインボード(主板)、中小企業ボード(中小企業板)、創業ボード(創業版)で上場すること、新三板¹で登録すること、企業債券、公司债券、転換債券の発行と、非金融企業の負債性金融商品の運用による資金調達ができることとされています。通知では同時に、国家発展改革委員会、商務部、人民銀行、証券監督管理委員会等に対し、それぞれの管轄領域における関連措置の具体化を求めています。

中国国内における外商投資企業の上場というテーマは、これまでもたびたび注目を集めてきました。中国の関連する法律や規定において、外商投資企業に関する中国国内における IPO のための主体資格について、中国国内の中国企業と何らの区別は設けられておらず、法律規定上は同じ扱いとなっています。とりわけ、外商投資株式会社(すでに株式会社に組織変更した外商投資企業)の中国国内における IPO には、法律上の障害が存在しないと考えられます。ところが、実務上は、外商投資企業の中国国内における IPO 事例は、極めて少ないのが実情です。

その主な原因としては、中国の外商投資企業が多国籍企業のグローバル戦略の一部であり、それゆえ中国国外の親会社または関係会社との関連者間取引や同業競争が比較的多くみられること、加えて、中国国内における外商投資企業の業務にかかる独立性の認定が困難であるケースが多いこと、が考えられます。中国国内で上場しようとする外商投資企業は、往々にして上場の規定や審査要求を満たすために、複雑かつ煩雑な事業再編を経る必要に迫られます。なぜなら、中国国内における IPO には依然として事前審査認可制が採用されており、登録制とはなっていないからです。したがって、関係会社間取引、同業競争、業務の独立性等の領域における要求が比較的厳格で、弾力性に欠けるものとなっており、これらが外商投資企業が中国国内における上場に対し積極的になりにくい一因となってきました。

上記の通り、これまで中国政府は、外商投資企業の中国国内における IPO に対する制限は設けてきませんでした。が、奨励や支援の姿勢を明確にすることもありませんでした。今般、国務院は通達の形で明確に外商投資企業の中国国内における外商投資企業の上場に対する支援の方向性を打ち出し、関連部門に対しそれぞれの管轄領域における政策の実行を指示しました。今後、通知をうけ、各関連部門による対応する実施／操作細則の新規制定または改正が期待されますので、その動向に注意を払う必要があります。

¹ 中国の資本市場の概要は、「デロイトトーマツ チャイナ ニュース」[2015 年 3 月号\(Vol.148\)](#)を、創業ボードは同 [2015 年 4 月号\(Vol.149\)](#)、新三板は [2015 年 5 月号\(Vol.150\)](#)の記事「中国資本市場の概要(1)～(3)」を参照のこと。

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約9,400名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitterもご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC